

石宮公園地下自転車駐車場利用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び新潟市自転車等駐車場条例施行規則第13条の規定に基づき、石宮公園地下自転車駐車場利用料の徴収事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により下記のとおり告示する。

平成24年4月1日

新潟市長 篠田 昭

記

- 1 徴収事務受託者  
環境をサポートする株式会社きらめき
- 2 徴収事務を行う場所  
石宮公園地下自転車駐車場  
新潟市中央区弁天1丁目1番20号
- 3 徴収事務委託の期間  
平成24年4月1日から平成27年3月31日